

平成二十六年十一月十三日提出
質問第七八号

尖閣諸島にかかる所有関係および米軍射爆撃場に関する質問主意書

提出者 近藤 昭一

尖閣諸島にかかる所有関係および米軍射爆撃場に関する質問主意書

尖閣諸島が沖縄県石垣市に属するわが国固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も明白である。

以下、質問する。

一 尖閣諸島の島ごとに所有関係及び賃貸借関係を明らかにされたい。政府が賃借している島があれば、その賃貸借契約の始期、賃貸借の目的を示されたい。

二 尖閣諸島に属する久場島及び大正島は米軍提供施設・区域である。一九七二年五月十五日の日米合同委員会において、米軍による使用が許可されることが合意されているが、現在でも米軍は両島を射爆撃場として使用しているのか明らかにされたい。

三 一九七二年五月十五日の沖縄返還以降、久場島及び大正島における米軍による射爆撃訓練が実施された年月日と年ごとの回数を明らかにされたい。

四 尖閣諸島は沖縄県石垣市の行政区に属している。行政区を預かる石垣市や沖縄県が久場島及び大正島における実地調査を行う場合、施設・区域の管理者たる米軍の許可を得ることなく上陸は可能か政府の見解を示されたい。

右質問する。